

山城認定こども園移行に関する保護者説明会 議事録

1. 日時 令和6年1月31日(水) 19:00~19:50
2. 場所 山城公民館 大ホール
3. 出席者 保護者 10名
4. 議事
 - (1) 福祉事務所長あいさつ
 - (2) 説明
 - (3) 質疑応答

(1) 福祉事務所長あいさつ

子育て支援課長 山本

失礼します。

改めまして、皆様こんばんは。

定刻が参りましたので、ただいまから山城認定こども園への移行に関する説明会を始めさせていただきます。日頃は、三好市教育保育行政に関しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私は本日の司会をさせていただきます、子育て支援課長の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は昨年度、政友保育所で大変お世話になっておりましたので、ここにお集まりの保護者の皆様の中に懐かしい顔を拝見させていただいております。とてもうれしく思っております。本日は、平日の大変お忙しいところ、この説明会にご参加いただきまして、ありがとうございます。本日の説明会では、議事録作成の都合上、録音をさせていただきますので、ご了承ください。それではまず初めに、幼保一元化事務局を代表いたしまして、藤原福祉事務所長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

福祉事務所長 藤原

皆様改めましてこんばんは。三好市福祉事務所長の藤原でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。本日はご多用の中、山城認定こども園の移行に関する説明会を開催したところ、このようにたくさんの保護者の方にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。さて、三好市では、少子化による児童数が減少傾向にあります。

その中、各幼稚園、保育所において、幼稚園教諭・保育士等が協力し、子どもたちの健全な心身の育成を図りつつ、安全安心に努めて参っているところでございます。

しかし、ある程度大きな集団の中で、子どもたちに教育・保育を提供することが、さらに質の高い教育・保育環境の提供、地域すべての子どもたちの学び・育ちを支援できると考えまして、今回山城幼稚園及び政友保育所を再編いたしまして、山城認定こども園に移行するご

提案をさせていただくことになりました。

以降をしようとする認定こども園は、保育所と幼稚園の両方のよさを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設でございます。

地域の実情に適応しながら、子育て支援の課題への対応を、行っていきたいと考えております。

また本日保護者の皆様には、認定こども園と従来の幼稚園・保育所との違いなど詳細について、ご説明させていただきます。

また説明が終了後、こちらの事務局の説明の後、質疑応答の時間を設けておりますので、ご質問やご意見等をお聞かせいただけたらと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いたします。

開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

子育て支援課長 山本

続きまして、事務局より説明を行います。

(2) 説明

子育て支援課 窪田

こんばんは。三好市子育て支援課で、幼保一元化の事務局を務めております窪田と申します。本日はよろしくお願いたします。

手前のスライドを元に説明させていただきますが、お手元に全く同じものを配布しておりますので、見やすい方でご覧になっていただければと思います。

では説明申し上げますが、着座にて失礼いたします。

山城認定こども園への移行に関する説明会ということで、先ほど福祉事務所長藤原からも申し上げた通り、今回移行を考えさせていただいている認定こども園の制度、どのようなものなのか、どういった性格のものなのかをまず説明させていただいた上で、三好市の現状、山城地区の児童の数などをお伝えしながら説明させていただければと思います。

まずは、認定こども園の制度から触れさせていただきたいと思います。

認定こども園とはというところです。認定こども園は、教育、幼稚園部分ですね、保育、保育所部分、従来であれば別々に、施設で行われていた教育・保育を一体的に1つの施設で行うことによって、幼稚園と保育所、それぞれのよさを生かしながら、その両方の機能を果たすことができる施設となっております。

認定こども園では就学前小学校に上がるまでの教育・保育を一体のものとしてとらえ、1つの施設で一貫して提供するものです。

三好市で移行を考えている認定こども園というものについては、認定こども園自体は4類型あるんですけれども、幼保連携型、保育所型、幼稚園型、あと地域主導型がありますが、この中では、保育所型というものになります。制度の詳細については、後程お知らせいたし

ます。

続いて認定こども園一般としての認定こども園のメリットについてお伝えします。

両括弧 1 番ですね、保護者の就労の有無にかかわらず、利用することができます。

両括弧 2 番、0 から 5 歳の年齢の違う子どもの 4 月することにより、幅広い子どもの育ちを支援できます。

両括弧 3 番、子育て相談や一時預かりなどの子育て支援により、地域の子育て家庭を支援することができます。

入所する児童がイメージということで表になっておりますが、まず 3 歳から 5 歳児の「保育を必要としない」の部分です。1 号認定と書かれているところですが、こちらが従来の幼稚園部分のお子さんがお通いいただく部分になります。

その右、3 歳から 5 歳児の保育を必要とするところ。2 号認定ですね、こちらについては、保育所に通われているお子さまということになります。

この 2 号認定の下の欄、3 号認定というところは、同じく保育を必要とするお子様で、0 歳から 2 歳児のお子様が該当となります。

こちらの図で言えば、1 号認定は従来の山城幼稚園、2 号認定 3 号認定については従来の政友保育所でお通いになっていたお子さんなんですが、新たにできる認定こども園では、一括して、幼稚園部分・保育所部分のお子さんの区別なく誤解をいただくことができます。

今回の表の左下でございます、0 歳から 2 歳児の「保育を必要としない」というところですが、こちらについては、0 歳から 2 歳児の保育所・幼稚園等に通われていない方で、子育てに不安があったりだとか、子育て相談をしたい方、保育所での一時預かりを受けたい方など、入園をしていないけれども、子育て支援を受けたいという方が対象になります。

ですので、入園する方、地域の入園してない子育て世帯の方を問わず、何らかの形で認定こども園に関わりを持つことができるというところが、メリットであるととらえております。続いて認定こども園の特徴ということで、先ほどの説明とかなり重複する部分もあるんですが、まずは幼稚園と保育所の長所を併せ持つ施設ということで、幼稚園の教育機能と保育所の保育機能の両方を備えているのが認定こども園です。

両括弧 2 番、保護者の就労にかかわらず利用可能ということで、お父さんお母さんがお仕事をされている、されていないにかかわらず、利用することができます。

また、保護者のお勤めの状況が変わっても、転園などの対応をしていただく必要があります。こちらについては後程詳細な説明を行います。

両括弧 3 番ですね、主にこれは幼稚園の保護者の方に関係があるところにはなりますが、土曜日、夏休み等の長期休業中における保育を実施します。

認定こども園は、保育機能を備えた施設ですので、土曜日や夏休み等の長期休業であるかどうかを問わず、保育を実施します。

保育認定を受けたお子さんには限りますが、ほとんどの保護者の方については、お勤めをされているということで、まず、対応ができるというところですよ。

いま幼稚園をお使いの、保護者の方で、お母さんが例えば専業主婦であって、お勤めされていないという場合であっても、いま幼稚園でお使いいただいている預かり保育と変わりなく利用できるように制度は整えて参りますので、現行の受けているサービスから何か、受けられなくなる、不利益をこうむるということはないように努めて参りたいと思っています。

両括弧 4 番、土曜日、夏休み等の長期休業中における給食の提供ということで、土曜日や夏休みを問わず、給食を提供します。

両括弧 5 番、地域子ども子育て支援事業の実施というところですね、こちらについては在宅の子育て家庭の保護者の方が安心して子育てを行えるように、子育て相談でありますとか、一時預かり事業を実施することによって地域の子育て支援事業を、実施し、支援を強化して参りたいと考えております。

先ほどですね、両括弧 2 番で、保護者の就労にかかわらず利用可能と申し上げましたが、それを図にしたものがこちらです。

従来の保育所・幼稚園が別の施設であった場合は、幼稚園に通っていたら、お子さんの保護者の方が 2 人とも就職されると、保育所に転園をすることになり、逆に保育所では、預けていた保護者の方が退職をされると、保育所で保育ができなくなって幼稚園へ変わっていただくという、別の施設へ行っていただくという必要が発生していましたが、認定こども園にすることによって、同じ施設の中で子どもの認定を変えるだけで、そのまま同じ施設を使い続ける、というスケールに変わります。

ですので、就職や退職を問わず、施設の変更がないので、お子さんの負担という点では、環境の面ではかなり減ってくるのではないかなと考えております。

続いて、認定こども園の利用形態ということで、どのようにお使いいただくのかというのを表にしたのがこちらです。

①の 1 号認定という方は、従来の幼稚園部分での認定のお子さまになりますが、幼稚園の認定の方は 3 歳から 5 歳の方を受け入れして、原則としては、土曜保育は受け入れはなし、長期休業中の保育はなしということになります。

利用時間については、8 時から 13 時の間お使いいただいて、延長保育は原則なしで給食については提供するというのが基本的な考え方にはなっています。

続いて②、③というところなんですが、こちらについては、保育所部分になります。

②の保育標準時間ということについてはですね、保育所お使いいただく際に、どういった理由で申し込んでいただくかによるんですが、就労の場合では、月 120 時間以上、就労されている方について保育標準時間という時間で認定しています。

保育標準時間で認定された子どもについては、7 時半から 18 時半の 11 時間保育を受けることができます。0 歳児から 5 歳児の土曜保育は、就労の状況に応じて受け入れています。長期休業中、保育所の場合は長期休業という概念がないので、休業はなくずっと受け入れるということになります。延長保育も必要に応じて受け入れることができます。給食の提供もして

います。

③は保育短時間認定というところなのですが、就労の場合でしたら、月 48 時間以上、120 時間未満お勤めされている方につきましては、短時間保育を提供しています。

利用時間については、8 時 30 分から 16 時 30 分の原則 8 時間ご利用いただけます。

保育所にお通いの方については、現行と変更はありません。

幼稚園の方については、土曜日や長期休業中の保育なし、延長保育なしとなっていますが、認定こども園では保育の必要性の認定がある方については、受け入れができます。

ですので、1号認定の保育関係なし、長期休業中の保育なしというところはこういった方が対象になるのかということ、原則としては、お父さんお母さんがどちらかがお仕事されていない方ということで、通常お仕事をされている方については、保育標準時間認定か短時間認定のいずれかに、なるかと思われます。具体的な認定や状況については、個々の状況があるかと思しますので、不安に思われる方につきましては子育て支援課までお問い合わせいただけましたら、どのようになるかということがすぐにお答えできますので、個別にご相談をいただけたらと思います。

続いて、利用時間のイメージ図ということなのですが、一番上がですね、1号認定、幼稚園の認定になった場合なのですが、8 時ごろから登園をしていただいて、13 時までお預かりいたします。

8 時から 13 時までの受入時間の中でおおむね 4 時間を教育時間ということで、これまでの幼稚園と同じような教育課程を受けていただいて、午後には 13 時頃にお帰りいただくということになります。

その下の②、③は、保育の認定で、②の方は、保育標準時間 11 時間保育の場合で、下の③番が短時間認定ということになります。

1号認定の方と、下の 2・3号認定の方がおられる共通の時間を利用して、教育のカリキュラムを受けることとなりますので、これまで幼稚園でお通いいただいていたお子さんが保育の認定になったからといって、幼稚園で受けていたような教育を受けられなくなるということはありません。

ですので、教育の認定であっても、保育の認定であっても、皆さん同じように、幼稚園の教育を受けられて、保育認定のある方についてはその後さらに預かりもあるという認識でいただくと、間違いはないかなと思います。

保育の認定を受けている方につきましては必要に応じて延長保育を受けられますので、保育短時間認定となってしまった方についても、保育標準時間の方と同じように、午前 7 時半からの預かりであるとか、午後 4 時半以降、午後 7 時までの預かりが必要に応じて受けられますので、その点をご安心ください。

続いて、認定こども園での利用料金についてお話をさせていただきたいと思います。

まずは一般的なお話にはなりますが、両括弧 1 番の保育料、利用者負担金についてということで、3 歳児から 5 歳児のお子さんをお預けいただいた場合は、国の制度で教育・保育が

無償化されておりますので、保育料としての負担はありません。

ただ両括弧 2 番に書いておりますように、実費徴収が保育料と別にかかりますのでこちらについては、それぞれの施設で納めていただくようになります。

いま納めていただいているものと変わりはないかと思いますが、延長保育を利用する場合の延長保育料に、保育材料費、その他出席手帳や、こまごまとした個人の所有するものについては施設で納めていただくようになります。

両括弧 3 番の給食費については、三好市の施策として無償としておりますので、保護者にご負担いただくものはございません。

続いて、今回認定こども園移行ということで、その判断に踏み切った情勢ということから説明させていただきたいと思うんですが、まずは、市内全体での幼稚園部分の利用児童の推移を見ていただきたいと思います。

旧町村別に表しておりますが、山城地区は黄色の線ですね、2023 年の段階では 7 という数字がついているところなんですけど、こちらが山城地区での幼稚園利用の実績の推移になります。

山城はですね比較的ばらつきはあるんですけども、近年は大体横ばい傾向というところですね。市内全体としては、かなり幼稚園部分の利用は少なくなってきているというのが現状であります。市内全体での今後の幼稚園の利用見込みというのを打ち出したのがこちらです。算出根拠としてはですね、子ども子育て新制度というものに移行してから、利用実績の推移を追いました。おおむね対前年比 10%減少していますので、そのスケールで、2024 年以降の見込みを打ち出すと、2023 年には 47 人いた幼稚園利用児童は市内全体では 2030 年では、24 名、約半分まで減るという見込みになっております。

続いて保育所の利用状況ということで、山城地区はこれも同じくまた黄色のところですね、利用される方が池田地区などと比べて非常に少なくなっているの、ここに別個に抜き出したものがこちらです。井川地区・山城地区で出しています。

なぜ井川と山城なのかというと、すでに三野、東祖谷、西祖谷では、認定こども園が整備されておりますので、認定こども園未整備地区ということで、井川と山城を抜き出させてもらっています。

下の、2023 年に 17 となっているのが山城の、保育所の利用実績です。

2017 年には 30 名だった児童が、2023 年の実績数では 17 名まで減少しています。

市内全域としてはですね、保育所利用の児童は毎年前年比でいうと 5%ずつ減少しているということになりますので、先ほど申し上げた幼稚園が 10%減少、保育所が 5%減少という形で、2024 年以降、子どもの見込みを作ったのがこちらの表です。

上の部分で、灰色の線が、幼稚園と保育所の利用を両方足した市内の小学校にあがっていない子どもで、施設を利用しているお子さんの合計と考えてください。

下ですね、青い線が幼稚園を利用されているお子さん、オレンジの線が保育所を利用されているお子さんということになります。

うちで作った見込みになります。2023年の段階では幼稚園保育所利用者の合計が442名であるところから、2030年には300名まで下落してしまうという見込みになっております。かなり少子化も進んでおりますので、もしかしたらこれより早い減少ペースになってくるかもわかりません。

続いて、山城地区での施設の利用状況ということで、こちらが実績ベースで抜き出したものです。

左の積み上げているグラフがですね、2017年から2023年までということで、山城幼稚園、上名保育所、政友保育所でそれぞれ利用されていた人数を積み上げたものになります。概ね山城地区でも全体としては減少傾向であるというのがお読み取りいただけるかと思えます。

右の認定の割合というところなんですが、これも3つ目に積み上げるオレンジの部分が、幼稚園ご利用の方、青い部分が保育所ご利用の方ということになります。

そこで見ると、約4人に1人が幼稚園を利用されているということにはなってくるんですけども、実態としてですね、こちらは令和5年度の山城地区の施設利用状況ということでまとめさせていただいたんですが、山城幼稚園の預かりの状況が、4歳児さん、4人、5歳児3人、計7人ということになります。そのうち預かり保育をご利用されているのが、6人ということになりますので、保育の必要性がない方は、1人ということになります。また保育所の施設利用人数が17人となっておりますので、24人に対して保育の必要性がない方は、1人になります。

ですので、実際としては保育の利用の必要がある方が約95%、保育の利用の必要性がない方は5%というのが、実際の認定になってくるかなあとは思われます。

これは山城地区の利用児童見込み数ということで、市内全体の数と合わせる形で、全体としては毎年5%ずつぐらい、お子さんが減っていくだろうという見込みで作らせていただいたのが、こちらの表です。

2023年には山城の幼稚園、保育所あわせて子どもが24人ということで、毎年そこから5%減っていくと来年は23人になると見込んでいましたが、実は実態としては幼稚園と保育所合わせて18人の申し込みとなりました。ですので、ちょっと事務局の予想を超える速度で、児童の減少が始まっているのかなあというのが実感です。

あくまで予定ですが、2025年度以降、子ども園ということで、見込み数書かせていただいております。ご了承ください。

続いて、山城認定こども園の利用定員についてということで、こちらは利用定員の案です。これについては、保育所を利用する形で認定こども園に移行することを考えさせていただいていますが、もともとの政友保育所の認定の利用定員が35名ですので、これまであった2号3号の保育所部分の定員はそのまま、1号認定、幼稚園部分を5人追加させていただいて、計40人ということで、考えております。

利用定員設定の際に、法的なところにはなるんですが、子ども子育て会議に意見を聞かなく

ればいけないということが決まっています。

令和5年11月7日に開催された、令和5年度第1回子ども子育て会議にて、今回のこちらの40人という条件設定について確認させていただいて、意見聴取を行わせていただきました。委員の方からは、これでいいのではないかとということでご意見をいただいているところ です。

続いて、今後のスケジュールというところですが、今ある山城幼稚園と保育所が統合されて、保育所改修をして、令和7年1月に山城認定こども園へと移行することを予定しています。令和6年4月からのスパンで言いますと、令和6年4月には山城幼稚園と保育所それぞれ、従来の教育保育を提供します。

改修先である政友保育所の方は4月から、今、園庭として政友小学校のグラウンドを利用しておりますので、少し遠いということもありまして、遠隔カメラであるとか、仮設トイレの設置。保育施設もLED化など各種改良を行う予定です。

ですので、4月からこの回収作業に入って行って、年度末まで間に合うようにということ で作業して参ります。

11月にはですね、通常通り入園申し込みということで、山城幼稚園は休園になりますのでお申し込みはいただけないということにはなるんですが、山城認定こども園であるとか、その他施設に申し込んでいただいて、11月に集まった数をもとに12月から3月の間で、施設の受け入れ体制をこちらで確保して参ります。

3月ですね、3月末をもって幼稚園を休園し、在籍するお子さんは、山城認定こども園等で、転園をしていただいて、7年4月からは幼保一元化された施設である山城認定こども園で、教育保育を提供して参りたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

(3) 質疑応答

子育て支援課長 山本

それでは、ただいま担当より説明をさせていただきましたが、これより質疑応答のお時間とさせていただきますと思います。

どなたかご質問等ございませんか。

よろしく願いいたします。

参加者

すいません。これはもう決定事項であるということでしょうか。

子育て支援課 窪田

我々としましては、園児数が思った以上に減っているというところと、方針でいいましたら、三好市としては、幼保一元化の方針はかなり早期に打ち出しておりまして、以前の俵市長の

ころからではあるんですけども、実際に子どもが減ってきたら、幼保一元化して施設をまとめていこうという方針ではあったんですが、このところ、とみに児童の減少が激しいということで、幼稚園・保育所が小規模化しているということもあり、また小規模化したことに伴い、職員が配置数が減って参りますので、年度途中での入園の保留でありますとか、これから老朽化していく施設の維持、といった課題もありますので、早期に幼稚園と保育所の統廃合をしたいと考えているところです。今の説明と重複するんですが、園児数減少が喫緊の課題でありますので、施設統廃合を先送りにすることはできないと考えています。

参加者

上の子が幼稚園でお世話になっていましたが、幼稚園の先生は認定こども園に来てくれることはあるんですか。

子育て支援課 窪田

引き続きですね、山城幼稚園や政友保育所で教育・保育に携わっていただいている先生については、これからも山城認定こども園で従事していただくとともにですね、もし施設統合によって、余ってしまったという場合が発生したらですね、保育士不足となっている子育て支援センターや、一時預かり、また今度整備されますこども誰でも通園制度などに、対応を充実させて参りたいと思います。

ご指摘いただいた、「先生はそのままいるのか」ということは人事案件にはなるんですが、人事の方には、お子さんも慣れている先生の方がいいと思いますので、移行にあたってはできるだけそのまま置いていただくようにということで要望はしていくつもりです。

参加者

政友保育所の園庭の問題なんですけど、保育所の前にある園庭は使えない状態なのですか。

子育て支援課 窪田

政友保育所の横に政友谷というのがありますが、こちらが徳島県の事業で、政友谷の堰堤を作る工事をしております。この工事があと3年程度かかる予定でありますので、その工事が終わるまでは政友小学校のグラウンドを園庭として使わせていただいております。ただ、少し遠いというところと、監視の目が行き届かなくてはいけないというところなので、うちとしても対策を図りたいと考えていますので、まずは監視カメラの設置ということで、何か異変があったりでありますとか、不審者が来たときに対応取りやすいよう、すぐ連絡がとれるようにということで体制をとって参りたいと考えております。

参加者

工事しているということですが、防災の観点からどうなのかなと思います。心配はないので

すか。

子育て支援課 窪田

徳島県の担当の方とも毎年お話をさせていただいて、工事の車両の通る時間であるとか、工事の内容などに配慮いただいて、園児の活動であるとか保護者の送迎に影響のない範囲でしていただいています。

参加者

もともとの地形があるので、工事が終わったとしても、リスクが出てくるのかなと思います。これを押しても、認定こども園として、政友保育所を利用するのはどうかと思います。

子育て支援課 窪田

地形で申し上げますと、前の政友小学校も緊急の避難所になっているということもあり、ある程度施設の安全性としては担保されているのではないかなとは考えています。

施設について、政友保育所を使うことが適切かというところで申し上げますと、保育所型認定こども園になる場合、法的なところになりますが、施設の面積の基準であるとか、作りについて保育所の基準が適用されるようになります。

ですので、幼稚園を利用するとなった場合はですね、保育室を設置したりであるとか、新しく乳児室やシャワーの浴びられる施設など、お子さんが保育所で過ごしていくにあたってですね、快適に送れる施設でありますとか、法適化していく必要があります、かなり大規模な改修や建て替えが必要になってくると思われま。

その点、政友保育所を利用すると、既存の施設を概ね利用しながら、改修をしていくことで、早期に認定こども園化ができるということで、事務局としてはこちらの方が適切であると考えています。

参加者

政友保育所で子どもがお世話になっています。三野も認定こども園になっていますが、三野は新しく建てていることに対して、政友は改修ということですが、その違いは何でしょうか。

子育て支援課 窪田

三野の認定こども園については建設されてから 50 年経過しておりまして、かなり施設として老朽化が進んでおります。何点かあるんですけども、一番急を要するところと言えばもう浄化槽が壊れて仕事をしなくなっていたりであるとか、建物にクラックが入っていたりということで、これ以上改修して使うことは難しいと判断したものです。

政友保育所については、まだ建設してから 30 年と三野に比べると比較的新しく、まだ改修を大規模に行うことによって、施設が長寿命化できると考え、改修という判断に至りました。

参加者

先ほどの災害のことで、政友小学校からっていうのが避難場所になってるということで、安全性が担保されてるということでしたが、裏山が崩れたりとか、そういったところに対しておそらく避難とかっていうのは難しいと思いますが、そういった部分について安全性は大丈夫でしょうか。

子育て支援課 窪田

避難については、今おっしゃっていただいた土砂災害、水害、火事など様々考えられると思うんですが、または不審者対応ですね、いずれの場合においてもですね、各保育施設で対応マニュアルを作成し、避難経路など設定しているというところであります。

ちゃんと設定されているかどうかにつきましても、毎年監査が入りまして、確認をしていますのでその点は問題ないかなと考えております。

子育て支援課長 山本

他にございませんか。

ありがとうございます。ここで質疑応答を打ち切らせていただきます。

本日、ご質問をいただきました内容につきましては、ここでお答えした内容も含め、ホームページ等で公開をさせていただきたいと考えております。

また、メール等でもご質問等、受け付けさせていただきますので、子育て支援課の代表メールをご利用いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はご多忙の中、説明会へご参加いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。

どうぞお気をつけてお帰りください。ありがとうございます。